

平成28年度における上川農村環境改善センターの管理に関する年度協定書

八王子市（以下「甲」という。）と上川農村環境改善センター運営委員会（以下「乙」という。）とは、平成24年4月1日に八王子市上川農村環境改善センター（以下「本センター」という。）の管理に関して締結した本センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成28年度における協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定期間）

第1条 本協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、平成28年度の指定管理料として、金6,219,000円を支払うものとする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額460,666円）

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払内訳書の定めるところにより所定の手続に従って30日以内に対価を前金払により支払うものとする。

3 前金払で受けた指定管理料に過不足が生じた場合でも、精算は行わないものとする。

（施設の維持修繕等）

第3条 本センターの大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、1件あたりの金額が15万円未満の修繕については、甲の承諾を受けて、乙が本センターの管理業務にかかる経費の範囲内で行うものとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

（乙による備品の購入）

第4条 乙が、備品（購入予定価格5万円以上）を購入する場合は、甲に協議し、承諾を受けて、購入するものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲（八王子市）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号
名称 八王子市
代表者 八王子市長 石 森 孝 志

乙（指定管理者）

所在地 八王子市上川町925番地1
名称 上川農村環境改善センター運営委員会
会長 高 野 誠 三